

改正債権法の要点解説（10）

—売買—

改正債権法の要点解説第10回では、売買の改正点について解説します。

改正事項としては、(1)手付に関する判例の明文化（§557）、(2)対抗要件の具備等の売主の義務の明文化（§560、§561）、(3)売主の担保責任に関する規定の見直し（§562ないし§566）、(4)目的物の滅失等についての危険の移転（§567）、(5)買主による代金の支払拒絶（§576、§577）、(6)買戻しに関する改正（§579、§581I）など多岐にわたりますが、本稿では、それらの中でも重要であると考えられる、「売主の担保責任」及び「目的物の滅失等についての危険の移転」について解説します。

1 売主の担保責任

(1) 担保責任

売主の担保責任とは、売買の目的物の種類・品質・数量や、売買の目的とされた権利に不完全・不十分な点がある場合に、売主が買主に対して負う責任のことをいいます。改正前の民法のもとでは、売買の目的である権利の全部又は一部が他人に属するとき（いわゆる他人物売買）、数量不足又は一部滅失のとき、売買の目的物に他人の用益権や抵当権等が付着しているとき、売買の目的物に隠れた瑕疵があるとき（瑕疵担保責任）などについて、個別に要件と効果（損害賠償請求、解除、代金減額請求）が定められる形で売主の担保責任の規定が置かれていました（改正前§561以下）。

(2) 法定責任説と契約責任説

担保責任、とりわけ瑕疵担保責任（改正前§570）の法的性質については、長らく法定責任説と契約責任説が対立し、判例の立場も一義的に明らかではありませんでした。

法定責任説は、特定物¹の売買では、売主は当該特定物を現状のまま引き渡せば足り（改正前§483参照）、仮に目的物の品質や性能に問題があったとしても債務不履行責任は発生しないが、それでは有償契約の等価的均衡を保てず、売買契約当事者間

¹ 特定物とは、具体的な取引にあたり当事者が物の個性に着目して取引した物のことをいう。例えば、中古車売買において、買主が「この車」と指定して取引する中古車は特定物、他方、新車売買の目的たる車は不特定物である。

の公平に反する結果になることから、法が売主に対し特別の責任を認めたものと考えます。法定責任説では、担保責任は不特定物の売買には適用されず、損害賠償の範囲も買主が瑕疵のない物であると信頼したことによって生じた損害（信頼利益）に限定され、債務不履行責任の追及ができない結果、目的物の修補や代替物・不足分の引渡し（追完請求権）も認められないこととなります。

他方、契約責任説は、法定責任説は売主の債務の範囲をあまりに狭く限定し過ぎており、現代の取引の実態に適合しないと批判し、担保責任の規定を債務不履行責任の特則と位置づけます。その帰結として、担保責任の規定は特定物のみならず不特定物の売買にも適用され、損害賠償の範囲も、本来の履行がされたならば債権者が得たであろう利益（履行利益）の賠償まで含まれるとします。また、担保責任が規定しない効果については、債務不履行責任の一般原則が適用される結果、追完請求権も認められると考えます。

③ 改正法のもとでの担保責任

改正法は、法定責任説を否定し、契約責任説を採用しました。すなわち、特定物と不特定物を区別することなく、売主は一般に売買契約の内容に適合する目的物・権利を引き渡すべき債務を負担することを前提として、契約の内容に適合しない目的物を引き渡された買主の救済手段を明文化しました（§ 562 ないし § 565）。改正前民法のように、目的物や不備・不具合の内容に応じて個別に要件及び効果を定めるのではなく、引き渡された目的物が契約の内容に適合するか否かという観点から、統一的な規定を置いています。

以下では、改正法のもとで買主の救済手段として明文化された、①追完請求権、②代金減額請求権、③損害賠償請求権及び解除権の行使に関する規定を概観します。

① 買主の追完請求権（§ 562、§ 565）

改正前の民法では、買主の追完請求権を認める規定はなく、債務不履行責任の一般原則のもと、履行請求権の一態様として追完請求権が認められると解釈されていました。

これに対し、改正法は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき、買主は、売主に対し、履行の追完を請求することができるとし（§ 562 I 本文）、履行の追完の方法として次の①ないし③を明文で規定しました。

① 目的物の修補、② 代替物の引渡し、③ 不足分の引渡し

履行の追完の方法の第一次的な選択権は買主にあります。もっとも、買主が「②

代替物の引渡し」を選択して請求したものの、「①目的物の修補」の方が売主にとって負担が少ないという場面も考えられます。そこで、改正法は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、売主は、買主が請求した方法と異なる方法によって履行を追完できるものとししました（§ 562 I 但書）。

なお、契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）が「買主の責めに帰すべき事由」によるものであるときは、以下でみる代金減額請求権（§ 563）や解除権（§ 564、§ 541・§ 542）の行使も認められないことから、これらと平仄を合わせ、買主が追完請求権を行使することはできないものとされています（§ 562 II）。

② 買主の代金減額請求権（§ 563、§ 565）

改正前民法のもとでは、権利の一部が他人に属する場合（改正前 § 563 I）と数量不足の場合（改正前 § 565）に代金減額請求を認める規定が置かれていました。

これに対し、改正法は、契約不適合の場合の買主の一般的な救済手段として代金減額請求を認めました。すなわち、売買目的物が種類、品質・数量の点で契約に適合しない場合に、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、期間内に履行が追完されないとき、買主は不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとされました（§ 563 I）。ここで、催告及び相当期間の経過が要件とされているのは、代金減額請求権が一部解除の性質を有するため、解除（§ 541）の要件と同様の枠組みが取られたためです。改正法は、無催告解除ができる場合も規定していますが（§ 542）、これに準じて、代金減額請求の場面でも、売主に追完の機会を与える必要がない次の場合には、催告をせずに代金減額請求をすることができるものとされています（§ 563 II）。

- ① 履行の追完が不能であるとき
- ② 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- ③ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
- ④ 買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

なお、契約不適合が「買主の責めに帰すべき事由」によるものであるときは、買主は代金減額請求をすることはできません（§ 563 III）。

③ 買主の損害賠償請求及び解除権の行使（§ 564 条、§ 565 条）

改正前民法のもとでは、債務不履行の一般的な規律における損害賠償請求や解除権の行使とは別に、担保責任の各場面に応じて個別に要件を規定する形で、損害賠償請求及び解除権の行使に関する規定が置かれていました（改正前 § 565、§ 563 II III、§ 570、§ 566 I）。

前述のとおり、改正法は契約責任説を採用し、売主は一般に、種類、品質・数量に関して契約の内容に適合する目的物を引き渡す債務を負担していることを前提としています。それゆえ、引き渡された目的物や権利が契約の内容に適合しない場合には売主の債務不履行を構成し、買主は債務不履行の一般規定（§ 415、§ 541・§ 542）に従って、売主に対して損害賠償請求及び解除権の行使ができます（§ 564）。

債務不履行の一般規定に従う結果、損害賠償請求の要件として、売主の帰責事由が必要とされ（§ 415 I 但書）、損害賠償の範囲は信頼利益に限られず履行利益をも含むこととなります。

解除権の行使については、原則として催告が必要になりますが（§ 541）、改正前民法で必要とされていた契約目的の不達成などの要件（改正前 § 565、§ 563 II、§ 570、§ 566 I）は不要となります。また、改正法は、債務者に帰責事由あることを債務不履行解除の要件とはしていませんので、契約不適合につき売主に帰責事由のあることは不要です。

他方、契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるとき、買主は解除をすることはできません（§ 543）。

(4) 担保責任の期間制限（§ 566）

改正前民法は、売主の瑕疵担保責任について、買主が売買の目的物に隠れた瑕疵があった事実を知った時から1年以内に解除又は損害賠償請求をしなければならない旨を規定していました（§ 570、§ 566 III）。また、数量不足又は物の一部滅失、売買の目的物に用益権等が設定されていた場合の売主の担保責任も、買主は事実を知ったときから1年以内に権利を行使しなければならないとして（§ 565、§ 564、§ 566 III）、権利行使に期間制限が設けられていました。

改正法は、買主の権利の期間制限について、物の「種類又は品質」に関する契約不適合と、物の「数量」及び「権利」に関する契約不適合を区別して規定しました。具体的には、物の「種類又は品質」に関する契約不適合については、買主はその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとされました（§ 566 本文）。他方、物の「数量」及び「権利」に関する契約不適合については短期の期間制限に関する規定は設けられませんでした。これは、「種類又は品質」に関する契約

不適合の有無は、目的物の使用や時間の経過による劣化等により、比較的短期間でその判断が困難となるため、法律関係を早期に安定化するとともに、目的物の引渡しによって履行が完了したとの売主の期待を保護する必要があるのに対し、「数量」や「権利」に関する契約不適合は比較的容易に判断でき、売主の期待を保護すべき必要性も高くないという考慮によるものです。「数量」や「権利」に関する契約不適合を理由とする請求は、消滅時効の一般原則（§ 166 I）に従うことになります。

なお、1年間の期間制限は、履行が完了したと考える売主を保護するものであるため、売主が引渡しの時に不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった場合は、そのような売主を保護すべき理由はないことから、期間制限の規定は適用されません（§ 566 但書）。

2 目的物の滅失等についての危険の移転

(1) 引渡しによる買主への危険の移転

改正前民法のもとでは、売買契約の目的物の滅失又は損傷による危険が、売主から買主へいつ移転するのかについて、明文の規定は置かれていませんでした。

改正法は、目的物の引渡し、所有権移転、登記移転といったメルクマールのうち、「引渡し」を危険の移転時期の基準とすることとし、売主が買主に目的物（特定物及び特定した種類物に限る）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以降に当事者双方の責めに帰することができない事由によって目的物が滅失・損傷したとき、買主は、その滅失・損傷を理由として、履行追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び解除をすることができないことを規定しました（§ 567 I 前段）。

また、改正法は危険負担の債権者主義を定めていた改正前民法 534 条を削除するとともに、当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合の債権者の履行拒絶権を認めました（§ 536 I、本ニュースレター Vol.24「改正債権法の要点解説(2)－債務不履行・契約解除・危険負担－」参照）。この規定をそのまま適用すると、売買契約の目的物が売主から買主へ引き渡された後、当事者双方の責めに帰することができない事由によって目的物が滅失又は損傷し、売主の債務が履行不能となった場合であっても、買主は代金の支払いを拒絶できることになってしまい相当ではありません。そこで、引渡しによる危険の移転後は、買主は代金の支払いを拒むことができないことが併せて規定されました（§ 567 I 後段）。

(2) 受領遅滞中の危険の移転

売主が、引渡債務の履行を提供していたにも関わらず、買主が受領を拒絶し、その後目的物が滅失・損傷して売主の債務が履行不能となった場合であっても、引渡し

が未了であることを理由に買主への危険の移転を認めないのは公平ではありません。

そこで、改正法は、買主が履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、売主の履行の提供があった時以降に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失・損傷したときは、買主は担保責任の追及等を行うことができず、また、代金の支払いを拒絶できないことを規定しました（§567 II）。

（執筆者 弁護士 高木 洋平）